

(参考)

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（昭和62年3月24日
薬発第291号及び62基局第171号、厚生省薬務局長及び通商産業省基礎産業局長通知
新旧対照表

改正案	現行
<p>II 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出関係</p> <p>6 新規化学物質の審査に際して判定の資料とする法第四条第一項の「既に得られているその組成、性状等に関する知見」について</p> <p>(1) 新規化学物質の分配係数（1-オクタノール／水）</p> <p>水に可溶で界面活性を有さない新規化学物質（有機金属化合物を除く。）については、当該新規化学物質の1-オクタノールと水との間の分配係数を魚介類の体内における濃縮度を判定するための知見として取り扱うこととする。</p> <p>この場合、1-オクタノールと水との分配係数の測定方法については、原則としてOECD Test Guideline（OECD理事会決定「C（81）30最終別添①」）<u>107又は日本工業規格Z7260-107（2000）「分配係数（1-オクタノール／水）の測定－フラスコ振とう法」</u>によることとする。</p>	<p>II 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出関係</p> <p>6 新規化学物質の審査に際して判定の資料とする法第四条第一項の「既に得られているその組成、性状等に関する知見」について</p> <p>(1) 新規化学物質の分配係数（1-オクタノール／水）</p> <p>水に可溶で<u>水中で解離も会合もせず</u>、界面活性を有さない新規化学物質（有機金属化合物を除く。）については、当該新規化学物質の1-オクタノールと水との間の分配係数を魚介類の体内における濃縮度を判定するための知見として取り扱うこととする。</p> <p>この場合、1-オクタノールと水との分配係数の測定方法については、原則としてOECD Test Guideline（OECD理事会決定「C（81）30最終別添①」）<u>107</u>によることとする。</p>